

関連する都の取組等について

東京都小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

※参考資料 2 参照

【目的】 慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について地域支援の充実により自立促進を図る

	都実施		都実施	都未実施	
必須事業	相談支援事業 ・電話相談 ・ピアサポート	努力義務事業	相互交流支援事業 ・交流会（年4回） ・遊びのボランティア	介護者支援事業 ・通院の付き添い支援 ・きょうだい児支援等	就職支援事業 ・職場体験 ・就労相談会
	自立支援員		その他の自立支援事業 ・学習支援	療養生活支援事業 ・レスパイト	実態把握事業 ・地域のニーズ把握 ・課題分析

東京都小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業

※参考資料 3 参照

【目的】 小児慢性特定疾病児童等が円滑に成人医療に移行できるよう、医療従事者間の連携強化や本人の自律（自立）支援を行うことで、移行期医療支援体制を整備する。

東京都移行期医療支援センター	東京都福祉局
・医療機関に対する助言・連携支援等 - 医療機関向け研修・症例検討会 - 移行期医療ネットワーク連絡会 ・患者からの相談受付	・移行期医療支援推進会議 ・リーフレットの配布 ・小児慢性特定疾病児童等の移行期医療受入可能医療機関検索システムの公開

東京都小児・AYA世代がん診療連携推進事業

※参考資料4 参照

小児・AYA世代がんに関して、高度な診療提供体制を有している都内の医療機関の専門背を生かした診療連携体制を確立することで、患者に対し、速やかに適切な医療等を提供する

長期入院する高校生への学習支援

※参考資料5 参照

在籍高校で学習を継続したい長期入院中の生徒に対する学習機会を保障するため、オンラインを活用した在籍高校の授業配信等により単位認定を受けられるよう支援

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容				
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター 児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う
			センター以外 児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う
		放課後等デイサービス 児		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
		居宅訪問型児童発達支援 児		重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問支援 児		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
障害児入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
		医療型障害児入所施設 児		施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	
			障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】
		地域移行支援 者		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	介護給付	施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う
		自立訓練（機能訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労選択支援 者 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う
		就労移行支援 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	就労定着支援 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

出典：厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html

○ 医療的ケア児支援センター

医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成

○ 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家庭に看護師が訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を実施

○ 在宅レスパイト・就労等支援事業

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う看護師の派遣に取り組む区市町村を支援

○ 医療的ケア児ペアレントメンター事業

医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援